

省令

○文部科学省令第三十二号

図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第六条第二項の規定に基づき、図書館法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月二十五日

文部科学大臣 萩生田光一

図書館法施行規則の一部を改正する省令

図書館法施行規則（昭和二十五年文部省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(実施細目) 第十一条 受講者の人数、選定の方法、講習を行う大学、講習の期間その他講習実施の細目については、毎年インターネットの利用その他の適切な方法により公示する。	(実施細目) 第十一条 受講者の人数、選定の方法、講習を行う大学、講習の期間その他講習実施の細目については、毎年官報で公告する。ただし、特別の事情がある場合には、適宜な方法によつて公示するものとする。

附則  
この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第三十三号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の五第二項の規定に基づき、社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月二十五日

文部科学大臣 萩生田光一

社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(実施細目) 第九条 受講者の人数、選定の方法並びに講習を行う大学その他の教育機関、講習の期間その他講習実施の細目については、毎年インターネットの利用その他の適切な方法により公示する。	(実施細目) 第九条 受講者の人数、選定の方法並びに講習を行う大学その他の教育機関、講習の期間その他講習実施の細目については、毎年官報で公告する。ただし、特別の事情がある場合には、適宜な方法によつて公示するものとする。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第三十四号

学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）第五条第四項の規定に基づき、学校図書館司書教諭講習規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月二十五日

文部科学大臣 萩生田光一

学校図書館司書教諭講習規程の一部を改正する省令  
学校図書館司書教諭講習規程（昭和二十九年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(雑則) 第七条 受講者の人数、選定の方法並びに講習を行う大学その他の教育機関、講習の期間その他講習実施の細目については、毎年インターネットの利用その他の適切な方法により公示する。	(雑則) 第七条 受講者の人数、選定の方法並びに講習を行う大学その他の教育機関、講習の期間その他講習実施の細目については、毎年官報で公告する。但し、特別の事情がある場合には、適宜な方法によつて公示するものとする。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第六十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項及び第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月二十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第三（第二百四条関係） 劇薬 有機薬品及びその製剤 一〜二十四の七（略） 二十四の八 ハークロロ一六（オルトフルオロフェニル） 一〜メチル一四H-イミダゾ（二・五-a） （二・四）ベンゾジアゼピン（別名ミダゾラム）及びその製剤。ただし、ハークロロ一六（オルトフルオロフェニル） 一〜メチル一四H-イミダゾ（二・五-a）（二・四）ベンゾジアゼピン〇・五%以下を含有する注射剤及び口腔用液剤を除く。 二十四の九〜三十六（略） 三十六の二 N（五）四（二・一） ジオキソ一スチオモルホリン一四（イル）メチルフェニル（二・二・四）	別表第三（第二百四条関係） 劇薬 有機薬品及びその製剤 一〜二十四の七（略） 二十四の八 ハークロロ一六（オルトフルオロフェニル） 一〜メチル一四H-イミダゾ（二・五-a） （二・四）ベンゾジアゼピン（別名ミダゾラム）及びその製剤。ただし、ハークロロ一六（オルトフルオロフェニル） 一〜メチル一四H-イミダゾ（二・五-a）（二・四）ベンゾジアゼピン〇・五%以下を含有する注射剤を除く。 二十四の九〜三十六（略） （新設） 二十四の九〜三十六（略）

（傍線部分は改正部分）